

改定前	改定後
P i T a P a 会員規約 第 23 条（カードの機能） 2. 前項に定める 1 ヶ月の起算、終了時刻および 1 日の起算、終了時刻については原則、以下のとおりとします。 (1) 1 ヶ月の売上集計対象期間は、当月 1 日の午前<u>3 時 0 0 分</u>以降（午前<u>3 時 0 0 分</u>を含む）から翌月 1 日の午前<u>3 時 0 0 分</u>（午前<u>3 時 0 0 分</u>を含まず） (2) 1 日の売上集計対象期間は、当日の午前<u>3 時 0 0 分</u>以降（午前<u>3 時 0 0 分</u>を含む）から翌日の午前<u>3 時 0 0 分</u>（午前<u>3 時 0 0 分</u>を含まず） また、(1)に関して、三井住友の月次売上集計処理までに、加盟社局等ならびに一般加盟店より三井住友が受信した利用を月次売上集計の対象取引とします。なお、通信障害等やむを得ない事情により、月次売上集計処理までに受信できなかった場合は、当該利用を利用月の翌月以降の売上集計の対象取引として取り扱います。 第 24 条（カードの利用） 4. 第<u>1</u>項第<u>1</u>号、第<u>2</u>号および第<u>4</u>号の場合、会員は、加盟社局等または相互利用先が定める旅客営業規則、運送約款、I C 証票に関する個人情報取扱規程、カードに関する取扱規則等（以下「運送約款等」という）を遵守するものとします。なお、加盟社局等の運送約款等は、当該加盟社局等が指定する駅窓口等で閲覧できるものとします。	P i T a P a 会員規約 第 23 条（カードの機能） 2. 前項に定める 1 ヶ月の起算、終了時刻および 1 日の起算、終了時刻については原則、以下のとおりとします。 (1) 1 ヶ月の売上集計対象期間は、当月 1 日の午前<u>3 時 00 分</u>以降（午前<u>3 時 00 分</u>を含む）から翌月 1 日の午前<u>3 時 00 分</u>（午前<u>3 時 00 分</u>を含まず） (2) 1 日の売上集計対象期間は、当日の午前<u>3 時 00 分</u>以降（午前<u>3 時 00 分</u>を含む）から翌日の午前<u>3 時 00 分</u>（午前<u>3 時 00 分</u>を含まず） また、(1)に関して、三井住友の月次売上集計処理までに、加盟社局等ならびに一般加盟店より三井住友が受信した利用を月次売上集計の対象取引とします。なお、通信障害等やむを得ない事情により、月次売上集計処理までに受信できなかった場合は、当該利用を利用月の翌月以降の売上集計の対象取引として取り扱います。 第 24 条（カードの利用） 4. 第<u>1</u>項第<u>1</u>号、第<u>2</u>号および第<u>4</u>号の場合、会員は、加盟社局等または相互利用先が定める旅客営業規則、運送約款、I C 証票に関する個人情報取扱規程、カードに関する取扱規則等（以下「運送約款等」という）を遵守するものとします。なお、加盟社局等の運送約款等は、当該加盟社局等が指定する駅窓口等で閲覧できるものとします。

改定前	改定後
第 39 条（個人情報の取得・保有・利用および提供等） 1. (1) 申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入または入力し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報、届出電話番号（携帯電話番号を含む）の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報および電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という） 5. 会員は、スルッとが、加盟社局等、相互利用先および加盟店に対してカードの利用制限に関する情報を提供すること、ならびに、第7条第3項に基づき加盟社局等および相互利用先に委託した業務（カード再発行、利用明細出力、利用状況確認、チャージ等）に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。また、加盟社局等および相互利用先の運賃に関する業務に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。 6. カードの紛失・盗難、転居の未届出および会員の故意・過失により <u>PiTaPa</u> 会員番号等のカード券面記載事項を会員本人以外	第 39 条（個人情報の取得・保有・利用および提供等） 1. (1) 申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入または入力し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報、届出電話番号（携帯電話番号を含む）の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報および電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た氏名等の情報（<u>これらすべての変更情報を含み、</u>以下総称して「属性情報」という） 5. 会員は、スルッとが、加盟社局等、相互利用先および加盟店に対してカードの利用制限に関する情報を提供すること、ならびに、第7条第3項に基づき加盟社局等および相互利用先に委託した業務（カード再発行、利用明細出力、利用状況確認、チャージ等）に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。また、加盟社局等および相互利用先の運賃に関する業務に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。 6. カードの紛失・盗難、転居の未届出および会員の故意・過失により <u>P i T a P a</u> 会員番号等のカード券面記載事項を会員本人以外

PiTaPa 会員規約の改定内容

改定前	改定後
に知られた事等に起因して、カード、送達物および駅券売機ならびに <u>PiTaPa</u> 倶楽部（インターネットのスルッとホームページ（https://www.pitapa.com/）から入会できるサイト）等から個人情報等が漏えいした場合、会員は、そのすべての責を負うものとします。 ※なお、第 2 項の <u>PiTaPa</u> ならびにスルッと関連事業の具体的な事業内容については、スルッと所定の方法（インターネットのスルッとホームページ（https://www.pitapa.com/）への常時掲載）によってお知らせします。 第 40 条（利用の中止の申出） 会員は、第 39 条第 2 項の同意の範囲内でスルッとが当該情報を利用している場合であっても、スルッとに対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金通知書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第 47 条第 1 項記載の窓口にご連絡ください。 第 41 条（<u>個人</u>信用情報機関への登録・利用） 1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、附則対象カードについてスルッとが本規約にかかる取引上の判断にあたり<u>個人</u>信用情報機関に照会、登録、利用等行う場合には、別に定める本規約附則第 <u>7</u> 条の規定のとおりいたします。 2. 前項にかかわらず、本会員等が、附則対象カード以外のカード	外に知られた事等に起因して、カード、送達物および駅券売機ならびに <u>P i T a P a</u> 倶楽部（インターネットのスルッとホームページ（https://www.pitapa.com/）から入会できるサイト）等から個人情報等が漏えいした場合、会員は、そのすべての責を負うものとします。 ※なお、第 2 項の <u>P i T a P a</u> ならびにスルッと関連事業の具体的な事業内容については、スルッと所定の方法（インターネットのスルッとホームページ（https://www.pitapa.com/）への常時掲載）によってお知らせします。 第 40 条（利用の中止の申出） 会員は、第 39 条第 2 項の同意の範囲内でスルッとが当該情報を利用している場合であっても、スルッとに対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金通知書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申<u>し</u>出は、第 47 条第 1 項記載の窓口にご連絡ください。 第 41 条（信用情報機関への登録・利用） 1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、附則対象カードについてスルッとが本規約にかかる取引上の判断にあたり信用情報機関に照会、登録、利用等行う場合には、別に定める本規約附則第 <u>7</u> 条の規定のとおりいたします。 2. 前項にかかわらず、本会員等が、附則対象カード以外のカード

改定前	改定後
の貸与を希望して入会する場合、および貸与され利用等する場合においては、提携先クレジット会社が、本規約にかかる取引上の判断にあたり<u>個人</u>信用情報機関に照会、登録、利用等行う際には、提携先および提携先クレジット会社の規定に従うものとします。 第 45 条（個人情報の開示・訂正・削除） 2. 本会員等は<u>個人</u>信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 (1) <u>個人</u>信用情報機関に開示を求める場合には、第 41 条第 1 項に該当する場合は本規約附則第 7 条記載の連絡先へ、第 41 条第 2 項に該当する場合は提携先および提携先クレジット会社規定による連絡先へ連絡してください。 第 47 条（お問い合わせ） 1. <u>PiTaPa</u> のサービス全般に関するお問い合わせ、ご利用明細に関するお問い合わせおよび第 40 条に定める利用の中止のお申出は、以下の P i T a P a コールセンターまでお願いいたします。 ジュニアカード・キッズカードに関する特約 第 5 条（その他）	の貸与を希望して入会する場合、および貸与され利用等する場合においては、提携先クレジット会社が、本規約にかかる取引上の判断にあたり信用情報機関に照会、登録、利用等行う際には、提携先および提携先クレジット会社の規定に従うものとします。 第 45 条（個人情報の開示・訂正・削除） 2. 本会員等は信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 (1) 信用情報機関に開示を求める場合には、第 41 条第 1 項に該当する場合は本規約附則第 7 条記載の連絡先へ、第 41 条第 2 項に該当する場合は提携先および提携先クレジット会社規定による連絡先へ連絡してください。 第 47 条（お問い合わせ） 1. <u>P i T a P a</u> のサービス全般に関するお問い合わせ、ご利用明細に関するお問い合わせおよび第 40 条に定める利用の中止のお申し出は、以下の P i T a P a コールセンターまでお願いいたします。 ジュニアカード・キッズカードに関する特約 第 5 条（その他）

PiTaPa 会員規約の改定内容

改定前	改定後
本特約に定めなき事項については、<u>PiTaPa</u>会員規約を適用します。 以上 【2024 年 2 月改定】 <u>PiTaPa</u> 会員規約附則 第 1 条（適用） 本附則は、株式会社スルッと <u>KANSAI</u>（以下「スルッと」という）が貸与する <u>PiTaPa</u> カード（以下「カード」という）のポストペイ利用額請求について、スルッとが直接にご利用分を請求するカードを貸与されている会員（以下「附則会員」という）に対して適用します。なお、クレジットカードのご利用分とカードのご利用分をまとめて請求するタイプのカードおよび保証金預託制 <u>PiTaPa</u> を貸与されている会員に対しては本附則を適用しません。 第 5 条（支払停止の抗弁） 4. 附則会員は本条第 2 項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を三井住友に提出するよう努めるものとします。また、附則会員は、三井住友が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。 5. 本条第 1 項の場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は、附則会員と加盟社局等および	本特約に定めなき事項については、<u>P i T a P a</u> 会員規約を適用します。 以上 【2025 年 12 月改定】 <u>P i T a P a</u> 会員規約附則 第 1 条（適用） 本附則は、株式会社スルッと <u>K A N S A I</u>（以下「スルッと」という）が貸与する <u>P i T a P a</u> カード（以下「カード」という）のポストペイ利用額請求について、スルッとが直接にご利用分を請求するカードを貸与されている会員（以下「附則会員」という）に対して適用します。なお、クレジットカードのご利用分とカードのご利用分をまとめて請求するタイプのカードおよび保証金預託制 <u>P i T a P a</u> を貸与されている会員に対しては本附則を適用しません。 第 5 条（支払停止の抗弁） 4. 附則会員は本条第 2 項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を三井住友に提出するよう努めるものとします。また、附則会員は、三井住友が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。 5. 本条第 1 項の場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は、附則会員と加盟社局等および

改定前	改定後
一般加盟店とにおいて解決するものとします。 (1) 売買契約が附則会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき (2) 附則会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき (3) <u>1</u>回のカードご利用における支払合計額が<u>4</u>万円に満たないとき 6. 附則会員は、三井住友がポストペイ利用代金の残高から本条第<u>1</u>項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のポストペイ利用代金の支払いを継続するものとします。 第6条（ご利用明細の提供方法） 附則会員は、ご利用明細については、附則会員自らスルッとが指定するホームページ (https://www.pitapa.com/) から入会する「<u>PiTaPa</u> 倶楽部」ページでお支払い金額等を確認するものとし、附則会員はこれに同意するものとします。また、一部を除く加盟社局の駅等でもお支払い金額等を確認できます。これらの方法によらずに、ご利用明細の書面交付を希望される附則会員は、本規約第 47 条第 2 項記載の窓口にご相談ください。 第7条（<u>個人</u>信用情報機関への<u>登録・利用</u>）	一般加盟店とにおいて解決するものとします。 (1) 売買契約が附則会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき (2) 附則会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき (3) <u>1</u>回のカードご利用における支払合計額が<u>4</u>万円に満たないとき 6. 附則会員は、三井住友がポストペイ利用代金の残高から本条第<u>1</u>項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のポストペイ利用代金の支払いを継続するものとします。 第6条（ご利用明細の提供方法） 附則会員は、ご利用明細については、附則会員自らスルッとが指定するホームページ (https://www.pitapa.com/) から入会する「<u>P i T a P a</u> 倶楽部」ページでお支払い金額等を確認するものとし、附則会員はこれに同意するものとします。また、一部を除く加盟社局の駅等でもお支払い金額等を確認できます。これらの方法によらずに、ご利用明細の書面交付を希望される附則会員は、本規約第 47 条第 2 項記載の窓口にご相談ください。 第7条（<u>信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供</u>）

改定前	改定後
1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）はスルッとが、<u>本規約にかかる取引上の判断にあたり、スルッとが加盟する以下の個人情報信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する以下の個人情報信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には、本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。</u> 2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表「登録情報」記載の情報、<u>その履歴を含む</u>）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、<u>ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</u> 3. 本会員等は、<u>前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況を</u>	1. <u>信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意</u> 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、<u>以下の事項に同意します。</u> ① <u>スルッとは、本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、スルッとが加盟する信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という）に提供することを業とするもの）（以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に提供し、本規約にかかる取引上の判断にあたり、本会員等に関する信用情報（第3項第1号に定める情報をいいます。以下同じ。）を加盟信用情報機関および提携信用情報機関に照会します。</u> ② <u>上記①の照会により、加盟信用情報機関および提携信用情報機関に本会員等の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用します。</u> 2. <u>信用情報機関への信用情報の提供に関する同意</u> 本会員等は、<u>以下の事項に同意します。</u> <u>スルッとは、本会員等にかかる本規約による契約に基づく加盟信用情報機関により定められた信用情報（下表「登録情報」記載の情報）を加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報およびその履歴は、当該信用情報機関において下表の「登録の期間」に定める期間保有され、第3項に記載のとおり利用されます。</u>

改定前	改定後																				
<u>モニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</u>																					
＜登録される情報とその期間＞																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th><th>登録の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、<u>運転免許証等</u>の記号番号等の本人情報※1</td><td>左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td></tr> <tr> <td>②本規約に<u>かかる申込みをした事実</u></td><td>スルッとが<u>個人信用情報機関</u>に照会した日から6ヵ月間</td></tr> <tr> <td>③本規約に<u>かかる客観的な取引事実</u>※2</td><td>契約期間中および契約終了後5年以内</td></tr> <tr> <td>④債務の支払いを延滞した事実</td><td>契約期間中および契約終了後5年以内</td></tr> </tbody> </table>	登録情報	登録の期間	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 <u>運転免許証等</u> の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	②本規約に <u>かかる申込みをした事実</u>	スルッとが <u>個人信用情報機関</u> に照会した日から6ヵ月間	③本規約に <u>かかる客観的な取引事実</u> ※2	契約期間中および契約終了後5年以内	④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内	＜登録される情報とその期間＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th><th>登録の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、<u>本人確認書類</u>の記号番号等の本人情報※1</td><td>左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td></tr> <tr> <td>②本規約による<u>契約の申込みにかかる事実</u> (本人を特定するための情報および<u>申込みの事実</u>)</td><td>スルッとが信用情報機関に照会した日から6ヵ月間</td></tr> <tr> <td>③本規約による<u>契約にかかる事実</u> (本人を特定するための情報および本規約にかかる客観的な取引事実) ※2</td><td>契約期間中および契約終了後5年以内</td></tr> <tr> <td>④<u>上記、本規約による契約にかかる事実</u>に債務の支払いを延滞した事実が<u>含まれる場合</u></td><td>契約期間中および契約終了後5年間</td></tr> </tbody> </table>	登録情報	登録の期間	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 <u>本人確認書類</u> の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	②本規約による <u>契約の申込みにかかる事実</u> (本人を特定するための情報および <u>申込みの事実</u>)	スルッとが信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	③本規約による <u>契約にかかる事実</u> (本人を特定するための情報および本規約にかかる客観的な取引事実) ※2	契約期間中および契約終了後5年以内	④ <u>上記、本規約による契約にかかる事実</u> に債務の支払いを延滞した事実が <u>含まれる場合</u>	契約期間中および契約終了後5年間
登録情報	登録の期間																				
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 <u>運転免許証等</u> の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																				
②本規約に <u>かかる申込みをした事実</u>	スルッとが <u>個人信用情報機関</u> に照会した日から6ヵ月間																				
③本規約に <u>かかる客観的な取引事実</u> ※2	契約期間中および契約終了後5年以内																				
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内																				
登録情報	登録の期間																				
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 <u>本人確認書類</u> の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																				
②本規約による <u>契約の申込みにかかる事実</u> (本人を特定するための情報および <u>申込みの事実</u>)	スルッとが信用情報機関に照会した日から6ヵ月間																				
③本規約による <u>契約にかかる事実</u> (本人を特定するための情報および本規約にかかる客観的な取引事実) ※2	契約期間中および契約終了後5年以内																				
④ <u>上記、本規約による契約にかかる事実</u> に債務の支払いを延滞した事実が <u>含まれる場合</u>	契約期間中および契約終了後5年間																				
※1. 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。 ※2. 加盟信用情報機関に<u>登録</u>する情報は、氏名、生年月日、住所、																					
※1. 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。 ※2. <u>スルッとが加盟信用情報機関に提供</u>する<u>信用情報</u>は、<u>本会員</u>																					

改定前	改定後
<u>電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約日、契約の種類、契約額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等となります。</u>	<u>等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）、申込・契約内容にかかる情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、商品名、支払回数、等）、支払い等にかかる情報（請求額、入金額、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等）となります。</u> <u>3. 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意</u> <u>本会員等は、加盟信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。</u> <u>(1) 信用情報機関が保有する信用情報</u> <u>加盟信用情報機関は、以下の信用情報を保有します。</u> <u>①第2項により、スルッとを含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報</u> <u>②信用情報機関が収集した①以外の情報</u> <u>③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報</u> <u>(2) 信用情報機関による信用情報の利用</u> <u>加盟信用情報機関は、保有する信用情報を以下のとおり利用します。</u> <u>①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理</u> <u>②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情</u>

改定前	改定後
<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関） <u>所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7</u> <u>新宿ファーストウェスト15階</u> <u>電話番号：0120-810-414</u> ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/ （ご参考：株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする<u>個人</u>信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。） ※ 契約期間中に新たに<u>個人</u>信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。	<u>報の算出</u> <u>(3)信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供</u> <u>加盟信用情報機関は、信用情報（第1号①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（第1号①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。</u> <u>4. 加盟信用情報機関およびその提携信用情報機関</u> <加盟信用情報機関の名称等> ○名 称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関） <u>お問い合わせ先：0570-666-414</u> ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/ （ご参考：株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟事業者名、<u>信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。</u>） ※ 契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、<u>信用情報を利用・提供</u>する場合は、別途、書面（<u>電磁的記録を含みます。</u>）により通知し、同意を得るものとします。

改定前	改定後
＜<u>提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号</u>＞ ○名 称：全国銀行個人信用情報センター <u>所 在 地：〒100－8216 東京都千代田区丸の内1－3－1</u> <u>電話番号：03－3214－5020</u> ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ （ご参考：全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする<u>個人</u>信用情報機関です。） ○名 称：株式会社日本信用情報機構 <u>所 在 地： 〒110－0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号</u> <u>住友不動産上野ビル5号館</u> <u>電話番号：0570－055－955</u> ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/ （ご参考：株式会社日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする<u>個人</u>信用情報機関です。） ※ 株式会社シー・アイ・シーと提携する<u>個人</u>信用情報機関の加盟<u>会員</u>により利用される個人情報、＜登録される情報とその期間＞項目のうち、「④債務の支払いを延滞した事実」となります。 ※ 株式会社シー・アイ・シー、ならびに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。	＜<u>提携信用情報機関の名称等</u>＞ ○名 称：全国銀行個人信用情報センター <u>お問い合わせ先：03－3214－5020</u> ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ （ご参考：全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする信用情報機関です。） ○名 称：株式会社日本信用情報機構 <u>お問い合わせ先：0570－055－955</u> ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/ （ご参考：株式会社日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする信用情報機関です。） ※ 株式会社シー・アイ・シーと提携する信用情報機関の加盟<u>事業者</u>により利用される個人情報、＜登録される情報とその期間＞項目のうち、「④債務の支払いを延滞した事実」となります。 ※ 株式会社シー・アイ・シー、ならびに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

PiTaPa 会員規約の改定内容

改定前	改定後
※ 上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(スルッとでは行いません。) 【2024 年 2 月改定】	※ 上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(スルッとでは行いません。) 【2025 年 12 月改定】